

高木彩子

「少年の再非行防止における、  
社会福祉士をコーディネーターとした官民協働の促進」

第1 はじめに

- 1 少年非行は、社会の関心の高さに比して、統計や研究成果が正確に理解されているとは言い難い分野である。<sup>1</sup>少年事件自体、減少の一途をたどっているにも拘わらず、大きく報道されるような少年事件が起きるたびに、少年法「厳罰化」の議論が繰り返されてきた。
- 2 少年非行に至る少年の中には、少年自身や家族の障がいや貧困、虐待といった、困難や生きづらさを抱える者も少なくないが、焦点はなかなか当たりにくい。

もともと、このような複雑性があるからこそ、少年非行に関わっている機関・専門職・民間人は、多種多様である。児童相談所や警察・検察、少年鑑別所、少年審判では家庭裁判所や付添人、児童自立支援施設や少年院等の施設、保護観察所、そして保護司、自立準備ホーム、自立援助ホーム、協力雇用主、BBS 会等の社会内で更生支援に当たる民間ボランティアまで多岐に渡る官民の力が結集されて、これまでも少年の再非行防止を目指した取組みがなされてきた。

注目したいのは、これら一連の少年非行の流れに、一貫して関わり続けられる専門職がないということである。前述の通り、少年非行の背景には、少年自身の問題や能力的な制約、家庭や地域社会の環境といった複雑で困難な事情が入り組んでいることが少なくない上に、成長過程にある少年に対しては、その課題や強みを把握して、また少年の成長を認めながら、切れ目なく支援をしてゆくことが重要と考えられるが、これが困難な現状にある。強いて言えば民間人である弁護士・付添人（基本的には弁護士）が存在するが、あくまで法律の専門家であり、関われることにはおのずと限界がある。

- 3 本論文では、一連の少年非行の流れに一貫して関わりつつ、再非行防

---

<sup>1</sup> 法務省「令和3年版犯罪白書 第3編 第1章 少年非行の動向」

止における官民協働のコーディネーターとなる「人」として、社会福祉士の力を活かす方策を提案したい。社会福祉士は、その国家資格取得過程で、「更生保護」（新カリキュラムでは「刑事司法と福祉」）を学んだソーシャルワーカーであって、少年の SOS を受け止め、必要な支援を提供することが出来、その結果、再非行防止にも資することとなるのであるから、コーディネーター役として、最も適している。

また、ハブステーションとなる「機関」として、法務少年支援センターを一層活用することを提案したい。その人的な要となるべきなのが、やはり、社会福祉士である。

再犯の防止等の推進に関する法律は、第 13 条に非行少年等に対する支援に関する規定を設けており、非行少年等の改善更生を助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間団体等が連携して指導、支援等を行うことを規定しており、社会福祉士を活用することで、かかる理念に合致した方策を一層進めることが可能になる。

## 第 2 社会福祉士をコーディネーターとした官民協働の促進

### 1 少年審判の場面

#### (1) 現状

主に 20 歳以上の被疑者・被告人が対象となる刑事裁判では、障がい分野を中心に、社会福祉士による更生支援計画書が作成されるようになって久しい。一般的には、社会福祉士が、弁護士から依頼を受け、被疑者・被告人に接見をして、アセスメントを行い、支援計画を策定するという、ソーシャルワーカーにとっては、基本的に通常のケースワークと同様の流れで、更生支援計画書を作成する。更生支援計画書の作成等に当たっては、弁護士会と社会福祉士会の協定の締結といった協働も進んできた。

他方、少年事件の分野では、社会福祉士が関わる機会は、まだ極めて少なく、<sup>2</sup>更生支援計画が立てられることもあるが、執筆者が知る限り、その実例は少ない。少年の場合、本人やその環境を取り巻く課題

---

<sup>2</sup> 一般社団法人東京 TS ネット編／堀江まゆみ・水藤昌彦監修「更生支援計画をつくる」54 頁以下、現代人文社、2016 年

は、より複合的で困難であることも少なくないが、少年審判における更生支援の動きは、刑事裁判に比してまだ発展途上と言わざるを得ない。

その背景として、少年審判の過程においては、少年鑑別所や家裁調査官による、少年やその家族に対する調査結果が活用されていることも影響しているかもしれない。これら調査結果は、社会福祉士によるアセスメントに近い内容ではあるが、あくまで公の利益代表者、すなわち「官」による、公平中立な第三者の目線からのソーシャルワーク「的」活動に基づく「調査」結果の報告であって、刑事裁判における更生支援計画書のように、少年自身の「支援」を主目的とするものではない。また、家裁調査官は、特に試験観察の場面では、少年の補導委託先を確保し、試験観察期間中も継続的に面会することがあるように、一定程度、ソーシャルワークを行っているともいえるが、少年を評価する立場でもあることや、関われる時的限界もある。

なお、少年非行においては、その取扱い内容のデリケートさもあり、「民」の少年事件への関与には難しい側面がある。そもそも、少年審判は犯罪被害者遺族等に審判傍聴が認められる場合があるのみで、原則非公開であるし、少年審判段階での少年の実名報道も禁止されている。このような取り扱いを受けている少年に、民間人が関わるということには、相当高度な慎重さも求められねばならない。

## (2) 提言

少年審判における「民」の関わりとしては、例えば、少年審判においては、一定の事件で国選付添人が選任されるし、勿論私選の付添人が就く場合もあるところ、これら付添人は、ほとんどの場合、弁護士が務めるものであるが（弁護士も「民」ではあるが。）、稀に、保護者不在の少年等について、「少年友の会」会員といったボランティアの付添人が家庭裁判所から選任されることがある。但し、少年友の会は、神奈川県の場合は、横浜家庭裁判所の調停委員を務める方が会員であることが多く、純然たる民間のボランティアとはやや趣が異なる側面もある。

少年審判における付添人は、再非行防止を目的として活動するわけではないが、更生支援をも念頭においた活動が求められるものであり、

再非行しないことを願う立場であることに違いなく、そのために、「官」たる家庭裁判所や少年鑑別所と議論をしたり、場合によっては協働することもある。

ところで、家庭裁判所の許可を受ければ、少年友の会の会員と同様、社会福祉士が付添人に選任されることは、法的には可能である（少年法10条1項）。付添人としての正式な地位と権限があれば、少年鑑別所に收容されている少年とも、面会における時間制限等の制約が外れ、じっくりと向き合いながらアセスメントを行い、更生支援計画を立てることが出来るようになる。このように付添人に関する少年法の立付けは、刑事裁判の場合以上に、社会福祉士による更生支援計画の策定が行いやすくなっている。そして、少年の立場を踏まえて、当事者目線のソーシャルワークを行えるのは、「民」である社会福祉士だからこそそのことである。

更に、付添人は、少年審判段階において、少年鑑別所の技官や家庭裁判所の調査官と意見交換をしたり、その通知書や意見書を閲覧することが出来る。そのため、社会福祉士の付添人は、これらを通してアセスメントや支援計画の内容を深め、クライアントである少年の処遇に関する意見を作成することが可能である。

このような、少年鑑別所の技官や家庭裁判所の調査官という「官」と、社会福祉士の付添人という「民」が、異なる立場から、少年の非行の背景や課題を探り、いかにして非行を繰り返さないようにしてゆくかを考え、社会の中で、あるいは社会に戻った際に繋げるべき民間団体も含めた福祉等との事前折衝を開始することは、少年審判段階での、再非行防止における「官民協働」の1つの形といえる。

### (3) 課題

#### ア 費用

社会福祉士が付添人として活躍するに当たり、大きな問題となるのが、まず、社会福祉士の付添人費用をどのように捻出するかという点である。私選で費用を負担しようとする、あるいはできる、少年の保護者等は、極めて少ないと思われる。

刑事裁判における更生支援計画書の作成に関しては、例えば、神奈川県弁護士会の場合、知的障がいや発達障がいのある被疑者・被

告人について、神奈川県社会福祉士会に対して更生支援計画書の作成等を依頼する「福祉関係者紹介制度」を設けている。この制度を利用して更生支援計画書の作成等を依頼した場合に社会福祉士に支払われる費用は、神奈川県弁護士会の負担、すなわち、弁護士が毎月納めている弁護士会費が原資である。

<sup>3</sup>日弁連も、刑事裁判における国選弁護費用の一環として、社会福祉士に対して支払う費用の国費負担を求めているが、本論文執筆時点で、まだ実現していない。

この点で参考になるのが、日本語を母語としない被疑者・被告人の国選弁護に際しては、国選弁護費用の一環として国費で通訳料が支払われている仕組みである（もちろん、通訳料の国費負担は、裁判を受ける憲法上の権利の保障のために、必要不可欠である。）。

社会福祉士による更生支援計画書策定及びこれに伴う支援は、国が進める再犯防止推進計画の目的及び理念の実現のために、少年審判段階でなすことができる、重要な具体的対応策であることからして、社会福祉士の付添人についても、国選弁護費用における通訳料の場合に準じて、国費負担がなされて然るべきである。

なお、<sup>4</sup>弁護士の国選付添人の場合の費用は、一般的な少年審判で、10万円前後であるところ、<sup>5</sup>令和3年犯罪白書によれば、少年鑑別所入所者が5197名であり、少年院や児童自立支援施設送致となった少年が1711名であることから、仮に少年鑑別所入所者の半数に社会福祉士の国選付添人を就けた場合の予算は、約2.5億円になる。<sup>6</sup>再犯防止推進白書の再犯防止等施策関係諸予算（令和3年度当初予算額）と見比べると、この額は、予算規模としては少額である。

他にも、平成30年度から令和2年度に掛けて法務省と地方公共

---

<sup>3</sup> 日本弁護士連合会「罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に関する意見書」（平成29年8月25日）

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion\\_170825.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170825.pdf)

<sup>4</sup> 法テラスホームページ「国選付添報酬基準の概要」（令和3年1月1日現在）

<https://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/index.files/kokusentukisoigaiyou.pdf>

<sup>5</sup> 法務省「令和3年版 犯罪白書 第3編 第2章 非行少年の処遇」

<sup>6</sup> 法務省「令和3年版 再犯防止推進白書」

<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi3/html/ns100000.html>

団体が連携して行った地域再犯防止推進モデル事業のような形で、予算を社会福祉士会に割り当て、社会福祉士会が付添人を務める社会福祉士を推薦し、家庭裁判所から付添人選任許可決定を得て、その者による少年の更生支援を展開することから始めることも考えられる。

いずれにしても、現存のスキームを利用あるいは応用する形で、多額の予算を要せずに、社会福祉士による付添人活動の試行を行うことは可能である。

#### イ 社会福祉士の確保

もう 1 点、少年審判における付添人の引き受け手となる社会福祉士の確保という大きな課題がある。

そもそも、<sup>7</sup>社会福祉士のうち、高齢者福祉・障がい者福祉・医療関係で就労している者でおおよそ 4 分の 3 が占められており、児童・母子福祉分野で就労している者の割合は、約 8.2% 程度に留まる。刑事事件において、更生支援計画書を作成する社会福祉士は、主に障がい分野に精通した社会福祉士が担っていると思われるが、子ども分野に精通した社会福祉士は決して多くなく、担い手不足という問題がある。

もともと、社会福祉士は、ジェネラリストとしての要素が強い資格職である。少年の中には、障がいや、家族の介護や貧困の問題等、子ども分野以外の困り事を抱えてる者も少なくない。現に子ども分野で就労していなくても、各社会福祉士が有している強みを生かして付添人として活躍することは、むしろ期待されることである。

また、社会福祉士が付添人として稼働するに当たっては、クライアントの立場に立った支援、すなわち、ソーシャルワークという観点から、最もふさわしいのは、行政等の「官」の組織に所属している社会福祉士ではなく、「民」の独立型社会福祉士であると思われる。しかし、公益社団法人日本社会福祉士会によると、独立型社会福祉士名簿登録者は 4 6 4 人（令和 4 年 7 月 4 日現在）と、非常に少ない状況である。社会福祉士が、個人事業主として経営を成り立たせ

---

<sup>7</sup> 公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 就労状況調査（令和 2 年度）結果報告書」

てゆく困難さも想像される。

そこで、まずは、法テラス、すなわち独立行政法人の枠組みに従って設立された法人において、司法福祉に携わる社会福祉士を常勤の専門職として雇用し、充実した研修を実施し、付添人活動等の担い手とするという手法が考えられる。現状でも、法テラスには常勤の「スタッフ弁護士」が所属しており、給与を支給されながらも、「民」の立場から、行政からは独立して、日々の弁護士業務に取り組んでいる。法改正は必要になるであろうが、社会福祉士についても、「スタッフ社会福祉士」を雇用するという方策が考えられるのであり、このような形態もまた、官民協働の1つのあり方である。

## 2 地域社会の場面

### (1) 社会福祉士による BBS 会の活用

社会内においては、保護観察所という「官」と、「民」である保護司や BBS 会が協働して再非行防止活動に取り組んでいる。

中でも BBS 会は、<sup>8</sup>「様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体」として、再非行防止に資する役割を担っている。例えば、<sup>9</sup>ともだち活動という、保護観察中の少年と会員が1対1あるいは1対2程度の人数で関わる活動や、少年院や児童自立支援施設への訪問を行っている。

もともと、例えば、<sup>10</sup>神奈川県内の BBS 会員は、ここ数年は、インターネットを活用した広報の成果もあり、100～150名程度で推移している一方、<sup>11</sup>神奈川県内のともだち活動の件数は年間1～12件程度に留まっており、活発に利用されている状況とは言い難い。<sup>12</sup>

<sup>8</sup> 法務省ホームページ

[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo04.html#07](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04.html#07)

<sup>9</sup> 日本 BBS 連盟ホームページ

<http://bbs-japan.org/activity/tomodachi/>

<sup>10</sup> 「神奈川県 BBS 連盟 70 周年記念誌」21 頁

[https://www.bbsnishi.com/\\_files/ugd/ae2a02\\_9246b23416894d82a3b90fda9b00c5bc.pdf](https://www.bbsnishi.com/_files/ugd/ae2a02_9246b23416894d82a3b90fda9b00c5bc.pdf)

<sup>11</sup> 「神奈川県 BBS 連盟 70 周年記念誌」60 頁～63 頁

[https://www.bbsnishi.com/\\_files/ugd/ae2a02\\_9246b23416894d82a3b90fda9b00c5bc.pdf](https://www.bbsnishi.com/_files/ugd/ae2a02_9246b23416894d82a3b90fda9b00c5bc.pdf)

<sup>12</sup> 横浜市統計書 第 17 章 司法及び治安 家庭裁判所の概況(3) 少年保護事件の概況

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/tokeisho/17.html>

横浜市統計書によると、横浜家庭裁判所本庁管内だけでも、令和3年の統計（速報値）で、少年審判の結果、保護観察処分となった人数が416名、少年院送致となった人数が51名であることからしても、やはり、せつかくのBBS会という「民」の力を生かし切れていないきらいがある。

また、BBS会の所轄が法務省・保護観察所であることから、基本的には保護観察中の少年が関わりの対象となっており、例えば、家庭裁判所による少年審判において試験観察中の少年と関わる事例はあまり聞かれない。試験観察中の少年こそ、社会内処遇の機会を得るため、ひいては再非行防止という観点から、社会の中で「民」の支援も受けながら、踏みとどまる力が試される。このような場面でも、BBS会という社会資源を一層活用できる余地がある。

ここで、先述の通り、社会福祉士が付添人として少年審判段階から継続的に関わるようになれば、少年が試験観察や保護観察になった場合に、その少年にとってBBS会員との交流が効果的であると考えたときに、家庭裁判所や保護観察所との間に立って、BBS会によるともだち活動の実施を調整することが可能である。

ともだち活動が少ないことの理由の1つとして、BBS会員は、資格職でもない純然たる民間ボランティアであるため、少年を委ねて何かしらの事故があってはならないという懸念があるのではないかと想像する。その点、少年を審判段階から見続けてきた社会福祉士の付添人であれば、その少年の人となりや環境をある程度理解した上で、BBS会員に委ねることが適切か否かの検討が出来るため、保護観察所に対して、ともだち活動等の実施を提案しやすい。実際に、少年と直接関わっている保護司から、保護観察所に対して、ともだち活動を実施したいとの申入れがなされることもあることからすれば、社会福祉士の付添人が、このような調整を行うことは、十分に期待できる。

## (2) 社会福祉士による少年院と地域社会の交流促進

<sup>13</sup>令和2年度の統計によると、社会福祉士が配置されている少年院は18施設、精神保健福祉士が配置されている少年院は2施設となっ

<sup>13</sup> 法務省「令和3年版 再犯防止推進白書（令和2年度 再犯の防止等に関する施策）」第3章 第1節



ている。<sup>14</sup>令和4年4月1日現在、少年院の数は46施設であるので、社会福祉士が配置されている少年院は半数にも満たない。少年院における社会福祉士の活用もまた、発展途上段階にある。

なお、報道によれば、令和8年度に神奈川県相模原市に開設予定の少年院「神奈川少年更生支援センター（仮称）」は、地域住民らとの交流を重視した、新しいタイプの少年院になると想定されている。そのため、同少年院には地域福祉や更生支援の推進のために、社会福祉士が配置される可能性が非常に高いと予想され、地域との交流のコーディネーター役や少年の出口支援に関する役割が求められると思われる。社会福祉士は、少年のプライバシーに配慮しながら、地域社会において、子どもの健全育成を考えて行くことの意義を考える、キーパーソンとなるものと捉えられる。

- (3) 以上のように、地域社会においても、更生支援、ひいては再非行防止におけるコーディネーターとしての社会福祉士の役割を強化することが、官民協働の軸となると考える。

### 3 ハブステーションとしての法務少年支援センター

- (1) これまで述べてきたとおり、社会福祉士をコーディネーターとして、官民協働で少年の再非行防止を進めることが有効であると考えますが、そのためには、ハブステーションとなる機能を有する組織のバックアップが重要である。

そこで、少年鑑別所をベースとしたネットワークの構築を提言したい。少年鑑別所は、平成27年6月の少年鑑別所法施行により、法務少年支援センターとして、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）業務をも行うこととされ、地域福祉の担い手としての役割を得たからである。

既に、刑事裁判の場面では、高齢・障がいのある被疑者・被告人を主な支援対象として、全ての地方検察庁に社会復帰支援室等が設けられ、社会福祉士も入口支援を担っている。更に、刑務所等での出口支援や、地域生活定着支援センターにも社会福祉士は配置されており、高齢・障がいのある被疑者・被告人への支援を主に行っている。

<sup>14</sup> 法務省ホームページ（全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧）  
[https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyousei16-04.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html)

しかしながら、少年についてはこのようなスキームがまだ整っていない。そこで、まず、法務少年支援センターに社会福祉士の配置を進める必要がある。少年事件における、社会復帰支援室に当たる機関として、法務少年支援センターを活用してゆくことが、その機能や立ち位置からして相応しい。

- (2) また、少年非行の端緒については、他の子ども分野の機関、例えば、児童相談所や SSW が把握することがあるものの、非行については他（刑事司法）の範疇であるという意識もあるように感じられる。

そこで、法務少年支援センターの社会福祉士が、児童相談所や SSW 等、非行の対応に特化している訳ではない組織や専門職が、非行に関わる問題に直面した際に、相談に乗り、更に必要に応じて他機関に繋げてゆく窓口として、一層活躍することが期待される。

- (3) このように、法務少年支援センターを中核に、そこに配置された社会福祉士がコーディネーターとして、施設内処遇を担う児童自立支援施設・少年院や、社会内処遇を担う保護観察所とも連携したり、非行の対応に特化している訳ではない組織をサポートしたり、少年に障がいがある場合には地域生活定着支援センターにも繋げる等、社会復帰支援室を一層強化したような役割を担うスキームを構築することが必要である。

なお、あくまで、少年が「自身の力」で更生に向けて立ち直っていくことを支援するために、地域福祉の担い手たる法務少年支援センターを中核とした社会福祉士の「ソーシャルワーク」が重要なのであって、権威的、パターナリスティックにならないような注意が必要である。同様の注意喚起は、社会復帰支援室に携わる社会福祉士についてもなされているところである。

- (4) その上で、法務少年支援センターの社会福祉士を起点として、各所の他の社会福祉士や NPO、ボランティア等の民間団体を通じて、支援の輪を広げ、必要な支援に繋げて行くことが重要である。

自宅に居場所のない少年達が集まり、非行集団を形成するという、従来型の非行を例にとる。中学校の生徒の非行を把握した SSW は、ハブステーションとなる法務少年支援センターの社会福祉士に相談し、少年に対しては、NPO が運営するフリースペースや学習支援教室に繋

げること、健全な居場所の確保を模索することが考えられる。非行集団にいる少年達の中には、学校を欠席しがちで授業についていけなくなり更に学校に行きづらくなる悪循環に陥る事案も少なくないが、このような NPO に辿りつくことで、非行集団から距離を取れ、再非行の機会の抑止になる場合もあるだろう。

加えて、少年が自宅の中に居場所がない理由、例えば、シングル親家庭で、親自身も精神疾患を抱えていて思うように働けず、弟妹が多く育児にも目を配れないという場合には、親に対する就労支援や、児童家庭支援センターでの相談事業やレスパイトとしての児童の一時預かり事業を紹介して繋げて行くということも、家庭の安定に効果があると考える。

このような、複合的な視点からの支援は、まさにジェネラリストとしての社会福祉士にとっての専門分野である。

- (5) 更に、法務少年支援センターの役割は、少年や保護者に対する相談援助から、研修・講演まで、多岐に渡っており、学校や教育委員会から、福祉・保健関係、司法関係まで、子どもに関わるあらゆる機関・組織・地域社会と関わっているという強みがある。

冒頭で述べたように、少年非行への偏見や誤解は未だ根強く、少年に対する地域社会の不安や警戒感を解きほぐして、地域社会が少年を受け入れる基盤を整えていく役割も重要である。

もっとも、少年事件は、ケースワークでは、少年や家族のプライバシーにもかなり踏み込むことから、そもそも「民」による関わり方が難しい。特に、地域住民には知られたくない背景事情を抱える少年やその家族は少なくないと思われる。

そこで、ケースワークに拘らず、法務少年支援センターの社会福祉士等が、例えば学校の教員を対象とした研修や、各地で行われている矯正展の展示で、少年事件の実態やその背後にあるヴァルネラビリティについて知ってもらう機会を設けるといった、地道な広報活動を担うことも大切になる。社会福祉士が、実際に少年事件のケースワークに関わり、実情を知ってこそ、伝えられることがあるはずである。

- (6) なお、令和 5 年 4 月に発足予定のこども家庭庁は、今後のこども政

策の基本理念の中で、<sup>15</sup>「問題行動は、子どもからの SOS。保護者自身にも支援が必要」と指摘している。

<sup>16</sup>こども家庭庁の支援部門は、「様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援」を主な取り扱い事務としており、「困難な状況にあるこども支援」の内容として「非行」も明示的に挙げられており、警察庁や法務省との連携も念頭に置かれている。更に、こども家庭庁の基本姿勢として、「NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働」を挙げており、民間団体や、保護司等とのネットワークの強化を掲げている。これらは、非行に対する手当てを念頭に置いているものと捉えられる。

こども家庭庁は、その具体的な役割等については、まだ明らかでない部分もあるが、国の機関であるから、研究や後方支援の要素が強くなるものと捉えられる。現場レベルの組織として、つまり、地域福祉の担い手としては、他機関との連携が必須であり、それこそが、法務少年支援センターであり、社会福祉士である。

### 第3 結語

非行に至る少年やその家庭には、福祉的支援が必要であるのに、見逃されたり、拒まれたりしてきたケースが少なくない。環境の困難さの軽減や、少年自身のふみとどまれる力の向上こそが、再非行防止に資するものであると考える。これを担う専門職が、まさに、社会福祉士である。

また、再非行防止に特效薬はない。「人」を基軸として、根気強く、地道に、一貫して少年や家族を支援し、地域社会から排除されない土壌を培っていくほかなく、その鍵になるのが、社会福祉士をコーディネーターとした官民協働の促進である。

以 上

---

<sup>15</sup> 内閣府「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント」  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku/pdf/kihon\\_housin\\_gaiyou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin_gaiyou.pdf)

<sup>16</sup> 令和3年12月21日閣議決定「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku/pdf/kihon\\_housin.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf)